

高槻市営バス定期券販売窓口における キャッシュレス決済に係る指定納付受託業務 プロポーザル実施要領

この要領は、高槻市営バス定期券販売窓口におけるキャッシュレス決済に係る指定納付受託業務の事業者選定に当たり、当該納付業務に係る円滑な決済システム等について評価し、最適な受注者を選定するためのプロポーザル実施に係る事項を定めたものである。

1 業務概要

- (1) 業務の名称 高槻市営バス定期券販売窓口におけるキャッシュレス決済に係る指定納付受託業務
- (2) 業務の内容 別紙「仕様書」のとおり
- (3) 履行期間・場所 期間:契約締結日から令和 11 年 3 月 31 日まで
場所:高槻市芝生町四丁目 3 番 1 号 芝生営業所ほか

2 参加条件

本プロポーザルの参加者に必要な参加条件は次のとおりである。

- (1) 高槻市財務規則(平成 7 年高槻市規則第 13 号)第 107 条に規定する入札参加資格者名簿又は高槻市自動車運送事業契約規程(昭和 62 年高交管理規程第 8 号)第 12 条に規定する指名競争入札参加者名簿に登載または登載予定の者。
※ なお、現時点で名簿に搭載されていない者については、5(1)に掲げる「様式 2 入札資格参加承認申請書」の提出をもって搭載予定の者として取り扱う。
- (2) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (3) 高槻市建設工事請負業者指名停止基準又は高槻市物品売買業者指名停止基準の規定による指名停止等の期間中でない者であること。
- (4) 高槻市契約からの暴力団排除に関する措置要綱の規定による入札等除外措置の期間中でない者であること。

3 担当部署

高槻市交通部総務企画課 担当:坂口・野田

住所:〒569-0823 高槻市芝生町四丁目3番1号 芝生営業所2階

電話:072-677-3505 FAX:072-677-3516

メールアドレス kousoumu-82@city.takatsuki.osaka.jp

4 スケジュール

令和6年4月 1日(月)	募集要項の公表・公募開始
令和6年4月12日(金)	参加表明書類及び質問受付期限
令和6年4月19日(金)	質問回答期限
令和6年4月30日(火)	企画提案書の提出期限
令和6年5月 8日(水)	プレゼンテーション及びヒアリング審査
令和6年5月10日(金)	結果通知(HPの公表など)
令和6年5月21日(火)	契約締結・事業開始

*上記日程については、変更となる場合がある。

5 参加表明書等の提出

(1) 提出書類

- ・様式1 参加表明書
- ・様式2 入札参加資格承認申請書 一式 (上記2(1)に登載が無い者)

(2) 提出期限

令和6年4月12日(金)必着

(3) 提出方法

① 様式1については、メールで提出すること。

「高槻市交通部総務企画課」代表メールアドレスまで、PDF形式にして提出し、必ず電話にて担当者(坂口・野田)に着信確認を行うこと。

【メールアドレス:kousoumu-82@city.takatsuki.osaka.jp】

※ メールの件名は「参加表明:高槻市営バス定期券販売窓口におけるキャッシュレス決済に係る指定納付受託業務」とすること。

② 様式2については、持参(事前に要電話連絡)又は郵送(簡易書留等)で提出すること。ただし、持参する場合は平日の午前9時00分から12時00分まで及び午後1時00分から5時30分までの間とする。

【郵送先】〒569-0823 大阪府高槻市芝生町四丁目3番1号 芝生営業所2階
高槻市交通部総務企画課 財務チーム宛

(4) 提出部数

1部

6 質問の受付及び回答

(1) 質問受付期限

令和6年4月12日(金)午後5時30分まで

(2) 質問受付方法

「高槻市交通部総務企画課」代表メールアドレスまで、質問書(様式3)を電子メールに添付して提出(PDFもしくはWord形式)し、必ず電話にて担当者(坂口・野田)に着信確認を行うこと。

【メールアドレス:kousoumu-82@city.takatsuki.osaka.jp】

メール件名は「質問:高槻市営バス定期券販売窓口におけるキャッシュレス決済に係る指定納付受託業務」とすること。

(3) 質問回答日

令和6年4月19日(金)

(4) 回答方法

全ての質問及び回答を(3)質問回答日までに全参加事業者にメールにて連絡する。

7 企画提案書の作成

(1) 企画提案書の作成

企画提案書は、仕様書及び別紙1「高槻市営バス定期券販売窓口におけるキャッシュレス決済に係る指定納付受託業務プロポーザル審査基準」(以下「審査基準」という。)を参照の上、作成すること。

(2) 企画提案書の拘束力

最優秀提案者決定後、提出された企画提案書に基づき、高槻市交通部と協議の上、契約時に業務委託仕様として決定する。

(3) その他の注意事項

- ① 提出書類は原則A4判、縦型、横書き及び左綴じで作成すること。(一部を除く)
- ② 原則、指定の様式(様式4~14)を使用すること。ただし、様式に過不足がある場合や文字などを補完するためのイラスト、イメージ図等を使用する際は適宜様式を編集及び別紙を用いても構わない。その際、提案項目との関連が分かるように綴ること。
- ③ 文字サイズは10.5ポイント以上とし、書体は任意とする。
- ④ 鉛筆など容易に消せるもので作成した提案書は認めない。
- ⑤ 企画提案書の枚数は、様式12及び14を除く様式4~14及び適宜追加した別紙を含め、30枚以内とする。(枚数の多寡は評価に含まない。)
- ⑥ 匿名で審査を行うため、企画提案書は、事業者名又は事業者が類推できる表現等は記載しない若しくは黒塗り等を施して提出すること。

8 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

令和6年4月30日(火)必着

(2) 提出方法

- ① 提出する提案は1案のみとする。
- ② 持参(事前に要電話連絡)又は郵送(簡易書留等)とする。

なお、持参する場合は平日の午前9時00分から12時00分まで及び午後1時00分から5時30分までの間とする。

(3) 提出場所

〒569-0823 大阪府高槻市芝生町四丁目3番1号 芝生営業所2階
高槻市交通部総務企画課 財務チーム宛

(4) 提出書類及び提出部数

- ① 提出書類及び提出部数については、別紙2「高槻市営バス定期券販売窓口におけるキャッシュレス決済に係る指定納付受託業務プロポーザルの提出書類(様式4~14)」のとおり。
- ② 企画提案書に記入する内容については、以下の項目に沿って記入すること。なお、注意書きがある場合はそれを参考にする。

- ・ 決済端末について(様式4)

別紙仕様書を満たす決済端末の商品名や規格及び機能を記入すること。

- ・ 導入実績について(様式5)

自治体や他の交通事業者への決済端末(提案する端末以外でも可)の導入実績を記入すること。

- ・ 決済種類及び手数料率について(様式6)

提案する決済端末で可能な決済種類及びそれぞれの手数料率(小数点第2位まで)を税込みで記入すること。なお、他事業者と高槻市交通部で個別契約が必要なブランドについては、その旨を備考欄に記入すること。

- ・ 入金時期及び手数料算定方法について(様式7)

入金サイクルや手数料算定方法などの詳細を記入すること。

- ・ 導入スケジュールについて(様式8)

契約締結以降、決済端末を設置し、納付業務を開始するまでの導入スケジュールを可能な限り詳細に記入すること。

なお、電子マネー決済に限り、POSレジ端末の検定状況により、指定する期日までの運用開始が難しい場合は、その旨も記載すること。(検定の必要性については、必ず事前に各社で確認しておくこと)

- ・ 費用について
 - 導入時に要する費用(イニシャルコスト)を記入すること。(様式 9)
 - 導入後に要する費用(ランニングコスト)を記入すること。(様式 10)
- ・ サポート体制について(様式 11)
 - 導入時及び導入後のトラブル発生等のサポート体制について記入すること。
- ・ 情報セキュリティ、個人情報保護に対する考え方について(様式 12:任意様式)
 - 情報セキュリティや個人情報保護に関する取り組みを記入すること。また、決済端末を伴うネットワークのシステム構成図を記入すること。
- ・ その他の提案について(様式 13)
 - 独自のサービスや特筆すべきサービス等があれば記入すること。

(5) 提出辞退

提出を辞退する場合には、提出辞退届(様式 15)をメールにて提出するものとする(PDF形式とすること)。なお、辞退により事業者が不利益な扱いを受けることはない。

(6) 留意事項

- ① 提出書類の差し替えは認めない。
- ② 提出書類は、返却しない。
- ③ 提出書類に係る公文書公開請求があった場合は、高槻市情報公開条例に基づき、非公開情報に該当する箇所を除き、公開するものとする。

9 審査方法

(1) 審査基準

本市が設置する「高槻市営バス定期券販売窓口におけるキャッシュレス決済に係る指定納付受託業務プロポーザル選定委員会」(以下「選定委員会」という。)において、企画提案書等の書類審査、プレゼンテーション及びヒアリングを次のとおり実施する。審査は審査基準に沿って行う。

(2) 審査方法

① 書類審査

提出された企画提案書等の書類について審査を行う。

② プレゼンテーション及びヒアリング

ア 実施日(予定)

令和 6 年 5 月 8 日(水) ※ 実施時間の詳細は、後日個別に連絡する。

イ 場所

高槻市交通部芝生営業所 2階会議室

ウ 時間配分

プレゼンテーションは20分以内で行うこと。その後、質疑を15分程度予定する。
プレゼンテーションの残り時間が3分となった際、事務局から合図を行う。

エ 注意事項

- ・ プレゼンテーション及びヒアリングの内容は、提出された企画提案書等に基づくものとする。なお、資料の追加は認めない。
- ・ パソコン等の機材を使用する際は、提案者が持参すること。その場合も資料の追加は認めない。なお、スクリーン、プロジェクタ(型番:エプソン EB-W06)、HDMI ケーブルは本市で用意するが、適合しない等の場合は持参も可とする。
- ・ 必ず本業務に従事する予定の者がプレゼンテーション及びヒアリングの対応を行うこと。
- ・ 提案者が1者の場合でも、プレゼンテーション及びヒアリングを実施し、審査を行う。

(3) 評価方法

審査の評価点は、審査基準に沿って審査員が審査する。審査員1名あたりの持ち点は100点とし、合計700点満点で採点する。なお、合計得点が350点以下の場合には不合格とする。

(4) 最優秀提案者の選定及び発表の方法

① 選定方法

提案者のうち、(3)に定める評価点が最も高い者を最優秀提案者として順位付けし、次点者以下も決定する。

なお、採点の結果、同得点が2者以上ある場合は、【別紙1】「高槻市営バス定期券販売窓口におけるキャッシュレス決済に係る指定納付受託業務プロポーザル審査基準」における加盟店手数料率、導入費用及び運用費用の評価点合計が高い者を最優秀提案者とするが、この場合も同得点が2者以上ある場合は、選定委員の協議により決定する。

② 発表方法

選定結果は、令和6年5月10日(金)までに全提案者に電子メール及び郵送により通知するとともに、高槻市交通部ホームページ内にて公表する。

10 契約方法

- (1) 最優秀提案者と契約締結交渉を行うものとする。
- (2) 最優秀提案者が契約締結までに「2 参加条件」に規定する条件のいずれかを満たさなくなった場合や事故等の特別な事由により契約が不可能となった場合においては、次点の者と契約締結の交渉を行うものとする。
- (3) 契約保証金については、高槻市財務規則(平成7年高槻市規則第13号)第115条第1項の規定に従うものとする。ただし、同規則第117条の規定に該当する場合は、免除する。

11 失格条項等

プロポーザルの参加者が次のいずれかの事項に該当する場合には、その者のプロポーザルを無効とする。

- (1) 所定の日時及び場所に、所定の提出方法で提案書類を提出しない場合
- (2) 提出書類に記載すべき事項が記載されていない、又は虚偽の内容が記載されている場合
- (3) 2以上の提案をした場合
- (4) 自己のほか、他人の代理人を兼ねて提案した場合
- (5) 2以上の代理人をした場合
- (6) 実施要領及び仕様書等に違反又は逸脱した場合
- (7) プレゼンテーション及びヒアリングに正当な理由なく参加しなかった場合
- (8) 談合等の不正行為があった場合
- (9) 正常な提案の執行を妨げる等の行為をなすおそれがある者、又はなした者が提案した場合
- (10) その他、指示した事項及び提案に関する条件に違反した場合

12 その他

- (1) 提案参加者は、実施要領及び仕様書等を熟読し、それらを遵守すること。
- (2) 提案参加者は、最優秀提案者決定後において、異議を申し立てることはできない。
- (3) 提案に参加するために必要な費用は、提案者の負担とする。

(参考)高槻市交通部の販売実績について

1 定期券発売関係

年度	件数	発売金額
令和4年度	約4万3千件	約8億円
令和3年度	約4万件	約7億4千万円
令和2年度	約4万件	約7億4千万円

2 企画乗車券発売関係

年度	件数	発売金額
令和4年度	約1千件	約80万円
令和3年度	約1千件	約70万円
令和2年度	約1千件	約70万円

3 グッズ発売関係

年度	発売金額
令和4年度	約150万円
令和3年度	約80万円
令和2年度	約130万円

* 上記グッズ発売金額については、イベント開催時などでの現地売上も含んでいる。